バイオ関連化学シンポジウムにおけるポスター賞規程

1. ポスター賞規程

第1条 目的

部会に属する学生の若手フォーラム・シンポジウムへの参加とポスター発表を奨励し、優秀な発表を行った者の顕彰を目的とする。学生のモチベーションを高め、部会の活性化を図る。

第2条 ポスター賞の対象

生体機能関連化学部会あるいはバイオテクノロジー部会の会員である学生(学部学生、大学院生を問わない)が発表を行うもののうち、審査を希望し、申込を行ったものに限る。但し、ポスター賞の審査申込は、研究室当たり2件を上限とし、その発表の責任著者である教授(教授不在研究室の場合はそれに準ずる教員)の推薦を受けられるものに限る。また推薦を受ける学生が所属を異とする場合でも、1教員あたりの推薦は2件を上限とする。

第3条 審查

審査は、若手幹事が選出した委員(以下「ポスター賞審査委員」)により行う。発表1件につき、3名以上のポスター賞審査委員により審査を行う。ポスター賞申込件数が多数に上る場合、要旨を用いた事前審査により選考されたもののみ、本審査を行う。審査結果を受け若手幹事が受賞候補を選考し、講演賞等審査委員長(講演賞・ポスター賞兼務)および部会長(副部会長代理可)に報告、承認を経て受賞者を決定する。

第4条 選考基準

ポスター賞審査委員は、下記の項目を選考の基準として審査を行う。採点方法・ 点数は、該当する年の若手幹事が提案し、講演賞等審査委員長および部会長(副部 会長代理可)の承認を経て実施する。

- 1. 研究の意義、達成度、将来性
- 2. ポスターのわかりやすさ
- 3. 発表の明快さ
- 4. 質疑応答

第5条 表彰数

表彰数は若干名、最大数で対象ポスター発表件数の1割程度とする。但し、選考基準を満たす発表がない場合は表彰を行わない。

第6条 表彰

受賞者は、シンポジウムにおいて表彰を行う。

第7条 改正

本規則案の改正は、若手幹事会において行い、部会長の承認を得る。

第8条 学生ポスター賞受賞経験者は、学生ポスター賞に応募できないものとする。

2. ポスター賞審査委員

ポスター賞審査委員は、下記の選考基準をもとに若手幹事により選出し、審査依頼をする。

- 一. 生体機能関連化学部会あるいはバイオテクノロジー部会の正会員であること。
- 二. 助教以上の大学等教育機関の教員(常勤・非常勤は問わない)、あるいは大学共同利用機関法人・独立行政法人・国立研究機関・省庁等の研究系職員、企業の研究員等であること。

平成30年9月 改訂